

「預かり保育利用料等に対する補助金」(満3歳児向け)の 申請手続きのご案内

(満3歳児クラス・第2子以降の課税世帯の方が対象)

令和5年10月より、東京都が実施する第2子以降の保育料無償化関連事業を活用し、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金のうち「預かり保育利用料等に対する補助金」について、区内にお住まいの満3歳児クラスに在籍する一部の方を新たに支給対象に加えています。

この補助事業は、令和元年10月に始まった国による幼児教育・保育無償化の一環として実施している施設等利用費の交付(預かり保育利用料等の無償化)とは別の制度で、必要な要件や手続き等が異なります。

本補助金の交付を希望する保護者におかれましては、この案内をよくお読みいただき、関係書類のご用意等をお願いいたします。

1 本補助金を受けられる方

以下の要件をすべて満たす方となります。

- ① 対象園児が満3歳児クラス(※1)に在籍していること
- ② 対象園児が第2子以降(※2)であること
- ③ 住民税課税世帯であること
- ④ 保護者が「保育の必要性の確認」を受けていること(後述)

在籍クラス	住民税の課税状況	きょうだい関係	支給対象	
			施設等利用費	本補助金で補助する部分
満3歳児	非課税世帯	第1子	○	×
		第2子以降	○	×
	課税世帯	第1子	×	×
		第2子以降	×	○

(※1) 3歳の誕生日を迎えた日から最初の3月31日までにある園児で、満3歳児クラスが認可されている(園則で満3歳児クラスが規定されている)園の該当クラスに通う方

(※2) 保護者と生計を一にする兄・姉等を有する園児

2 「保育の必要性の確認」(1の④)について

保護者の就労、出産予定、介護など、「保育の必要性」が確認できた方のみが本補助金の対象となります。確認のために別途書類をご提出いただく必要がございますので、詳細は別紙1「保育の必要性の確認方法について」をご覧ください。

裏面あり

3 補助金の内容

(1) 補助対象となる費用

在籍する私立幼稚園で実施している預かり保育に対し支払った利用料

※ 幼稚園の預かり保育実施状況によっては、在籍する幼稚園以外^〇の幼稚園の預かり保育利用が対象となることがあります。詳細は別紙2^〇「補助金の請求方法について」をご覧ください。

(2) 補助対象期間

令和6年4月～令和7年3月末の利用分

(3) 金額

月額上限16,300円

※ 算定方法等は別紙3^〇「補助金額の算定方法について」をご覧ください。

(4) 支給時期

● 令和6年4月～8月利用分 : 令和6年11月下旬

● 令和6年9月～令和7年3月利用分 : 令和7年4月下旬

※年間の利用分を2回に分けて支給します。

4 補助金の請求方法

補助金の請求方法、詳細な交付スケジュール等は別紙2^〇「補助金の請求方法について」をご覧ください。

5 留意事項

3歳児クラスに進級後も「預かり保育利用料等に対する補助金」の交付を引き続きご希望の場合は、あらためて「施設等利用給付認定」のお申し込みをいただく必要があります。詳細は、以下の世田谷区ホームページ等でご確認ください。

◎施設等利用給付認定に関するご案内（世田谷区ホームページ）

「幼児教育・保育施設等利用者のための給付認定について」

区HP内の検索欄でページ番号「180271」を入力し検索いただくと該当ページに遷移します。

<問い合わせ先>

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

(第2庁舎2階20番窓口)

電話：03-5432-2066

FAX：03-5432-3016

「保育の必要性の確認」に伴う申請手続きについて

本補助金を受給するためには、まず、区に対して、補助金の支給要件（保育の必要性）を満たすことの確認の手続きをしていただく必要があります。

1 申請方法、提出書類

区HP（「5 申請書ダウンロード」参照）より「◆補助金交付要件確認申請書（第1号様式の別紙3）」をダウンロードしていただき、必要事項を記載し、補助対象期間（令和6年4月～令和7年3月）中に「保育を必要とする理由」を満たしていることがわかる書類（裏面参照）を添付のうえ、「4 書類提出先」へご郵送ください。

2 確認結果の通知

世田谷区で、申請書類の内容を確認し、本補助金の受給要件を満たしているか審査を行います。

保育の必要性の要件を満たしている方

本補助金の対象者であることを世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する預かり保育料等補助金交付要件該当通知書（第2号の2様式）により、申請保護者あて通知（郵送）します。

通知が届きましたら補助対象期間の開始日等をご確認ください。

保育の必要性の要件を満たしていない方

本補助金の対象者として認められない旨を世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する預かり保育料等補助金交付要件非該当通知書（第2号の3様式）に理由を付して、申請保護者あて通知（郵送）します。要件を満たさないため、本補助金の受給はできません。

3 書類提出期限

① 令和6年8月30日（金）（※1）

② 令和7年3月31日（月）（※2）

（※1）書類は②の期限まで随時受け付けますが、4～8月分は令和6年11月下旬に交付いたしますので、4～8月分の補助をご希望の場合、可能な限りこの日までのご提出をお願いします。

（※2）この日が令和6年度分申請書類の最終提出期限となります。①以降の申請で4～8月分が補助対象となる場合、9～3月分と合算し令和7年4月下旬に交付します。

4 書類提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係 あて

5 申請書ダウンロード

区HP内の検索欄でページ番号「207253」を入力し検索していただくか、下記二次元コードよりアクセスできます。



裏面あり

6 その他（留意事項）

- ・ 補助対象期間は下記の要件を満たす期間中となります（就労を理由として申請した場合、補助対象期間は申請年度末までとなります）が、年度途中で要件を満たさなくなった場合、その時点までとなります。
- ・ 就労状況等、年度途中で申請当初からご状況に変更が生じる場合、ご案内に記載の＜問い合わせ先＞までご連絡ください。
- ・ ご提出いただいた書類より、要件を満たす期間（保育が必要である期間）が確認できなかった場合、別途ご連絡させていただくことがございます。
- ・ 認可保育園への在籍があった方などで、補助対象期間中に園児がすでに有効な「教育・保育給付認定2号」を取得している場合、本確認は不要になります。園児の認定状況が不明な場合は、通知文に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

《保育を必要とする理由に応じた必要書類一覧》

No	保護者が保育を必要とする理由	必要書類（保護者全員分必要です）
1	保護者が就労（月 48 時間以上）している場合 ※補助対象のお子さんの育児休業及び保護者が休職中の場合は、補助金の対象となりません。	外勤の方：就労証明書 ※勤務先が証明 自営の方：(1)就労証明書、(2)客観的資料（開業届、登記事項証明、請負契約書、納品書等） ※保護者または三親等以内の親族が事業を営んでいる場合は、自営として就労証明書を提出してください。
2	保護者が出産予定の場合 ※出産月とその前後 2 カ月間が補助対象期間です。	母子健康手帳の写し ※氏名と分娩予定日が記載されているページ
3	保護者が病気の場合	医師の診断書の写し ※診断書には保育ができないことの明記が必要です。 ※提出日の直近 3 か月以内の証明日のもの
4	保護者が障害のある場合	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
5	保護者が親族の介護をしている場合	(1)介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写しなど） (2)スケジュール表
6	保護者が災害復旧にあたっている場合	(1)り災証明書、(2)スケジュール表
7	保護者が求職中の場合 ※補助対象と認められる期間は 3 カ月間です。	就労確約書
8	保護者が就学中、就学予定の場合 ※趣味の講座等は除く	(1)在学証明書（入学予定の場合は合格通知等） (2)授業等の時間割

補助金の請求方法について

「1 本補助金を受けられる方」に記載の要件をすべて満たした方については、預かり保育利用料等に対し、一部補助金が支給されます（償還払い）。

※ 補助対象期間は、「保育の必要性の確認」後に対象者あてに送付する、『世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する預かり保育料等補助金交付要件該当通知書』記載の有効期間内に限ります。

1. 請求方法

在籍する幼稚園で利用した預かり保育分の請求

保護者の皆様にご提出いただく請求書類はありません。

※ 月ごとの利用日数及び領収金額について、区が直接幼稚園に確認し、補助額を算出します。補助額は、支給前に「交付決定通知書」の発送によりお知らせいたします。

在籍園以外の幼稚園で利用した預かり保育分の請求（該当者の方のみ）

下記（1）に該当する幼稚園に在籍し、（2）に該当する在籍園とは別の幼稚園の預かり保育の利用がある場合、その利用分についても補助対象となります。

※ 以下（1）～（7）は、在籍する幼稚園の預かり保育しかご利用がない場合、ご覧いただく必要はありません。

(1) 補助対象となる条件

在籍園の預かり保育の実施状況が以下の①～③のいずれかを満たしている場合

は、「在籍園以外の幼稚園で利用した預かり保育」も補助の対象となります。

- ① 在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない
- ② 在籍している幼稚園等の平日の預かり保育の提供時間数が、教育時間を含めて8時間未満
- ③ 在籍している幼稚園等の年間（平日・長期休業中・休日の合計）の預かり保育開所日数が200日未満

(2) 補助対象となる「在籍園以外の幼稚園の預かり保育」

「幼稚園型一時預かり事業」に該当する預かり保育

※ 利用した幼稚園が該当事業であるかは、利用施設にご確認いただくか、通知文に記載の「問い合わせ先」までご連絡ください。

【参考】世田谷区内での「幼稚園型一時預かり事業」実施施設

昭和女子大学附属昭和子ども園、日本大学認定子ども園、尾山台ナザレン幼稚園、認定子ども園世田谷ベアーズ

(3) 補助を受けるための必要書類

- ・領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、「領収証兼証明書」）
→ 利用施設に利用実績を記入してもらう様式。

(4) 領収証兼証明書の作成・提出方法

区HP ((7) 参照) より様式をダウンロードしていただき、同ページ内の記入例を参考に、次のとおり、作成・提出をお願いいたします。

- ① 保護者から利用先の幼稚園へ「領収証兼証明書」の記入を依頼してください。「領収証兼証明書」は1施設につき毎月1枚です。(必要項目等を満たしていれば、参考様式以外の領収証でも可能です)
- ② 利用先の幼稚園から、利用実績(日数や領収金額)が記入・押印された「領収証兼証明書」を受け取り、内容が正しいかを確認します。
- ③ 対象期間分の「領収証兼証明書」をまとめ、提出期限までに区へご郵送ください。

(5) 区への提出期限(令和6年度分)

対象期間	提出期限
上期: 4~8月(5か月分)	令和6年9月30日(月)(※1)
下期: 9~3月(7か月分)	令和7年4月8日(火)(※2)

(※1) この期限以降の4~8月分の提出についても下期の提出期限まで書類は随時受け付けますが、振り込みは下期分に合算して行います。

(※2) この日が令和6年度分請求書類の最終提出期限(必着)となります。

(6) 書類提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係 あて

(7) 様式ダウンロード

区HP内の検索欄でページ番号「207253」を入力し検索していただくか、右記二次元コードよりアクセスできます。



2. 交付スケジュール

	内容	時期	備考
①	「保育の必要性」申請書類提出〆切 (保護者→区)	令和6年8月30日 (金)	4~8月分の補助をご希望の場合、この日までにご提出ください(別紙1参照)。
②	【※該当者のみ】 請求書類提出〆切 (保護者→区)	令和6年9月30日 (月)	※4~8月に、「在籍園以外の幼稚園の預かり保育」の利用があり、補助をご希望の場合提出が必要です。
③	交付決定通知書発送 (区→保護者)	令和6年11月上旬	4~8月分の補助対象となる方に金額・支給日等をお知らせします。
④	補助金支給(4~8月分) (区→保護者)	令和6年11月下旬	「入園料に対する補助金」「保育料に対する補助金」等と同様の口座にお振込みします。
⑤	「保育の必要性」申請書類 最終提出〆切 (保護者→区)	令和7年3月31日 (月)	令和6年度分補助をご希望の場合の最終提出期限です(別紙1参照)。
⑥	【※該当者のみ】 請求書類提出〆切 (保護者→区)	令和7年4月8日 (火)	※令和6年度分の「在籍園以外の幼稚園の預かり保育の補助」をご希望の場合の書類提出最終期限です。
⑦	交付決定通知書発送 (区→保護者)	令和7年4月中旬	令和6年9月~令和7年3月分の補助対象となる方に金額等をお知らせします。
⑧	補助金支給(9~3月分) (区→保護者)	令和7年4月下旬	「保育料に対する補助金」と同様の口座にお振込みします。
—	「保育の必要性」確認結果通知発送 (区→保護者)	随時	「保育の必要性」の確認がとれた方へ通知を発送します。

補助金額の算定方法について

(第2子以降の満3歳児、課税世帯で預かり保育をご利用の方)

<支給上限額>

月額上限 16,300 円

※なお、納入した預かり保育料の範囲での交付となります。

<算定方法>

- ・ 預かり保育の利用日数に補助日額単価（450 円）を乗じた金額を各月の支給限度額とし、実際に支払った金額と比較して、少ない方を支給額とします（下記「補助金額の算定例」のとおり）。
- ・ 在籍園の預かり保育利用実績は、区が園に確認します。
- ・ 在籍する幼稚園以外の利用実績は、ご提出いただく「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「領収証兼証明書」）をもとに確認します。※別紙2「補助金の請求方法について」参照。

【補助金額の算定例】

算定例①

- 在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：15 日、利用料：月額 9,000 円）の場合

支給限度額 6,750 円（日額単価 450 円×15 日）と利用料 9,000 円を比較し、少ない方の月額 6,750 円を交付。

算定例②

- 在籍園の預かり保育と在籍する幼稚園以外の「幼稚園型一時預かり事業」を利用の場合

(ア) 在籍園の預かり保育（利用日数：20 日、利用料：月額 4,000 円）

支給限度額 9,000 円（日額単価 450 円×20 日）と利用料 4,000 円を比較し、少ない方の月額 4,000 円を支給。

(イ) 幼稚園型一時預かり事業（利用料：月額 15,000 円）

月額上限 16,300 円から在籍園の預かり保育分の給付額 4,000 円を差し引いた残額 12,300 円と利用料 15,000 円を比較し、少ない方の額 12,300 円を支給。

→合計支給額（月額）は、(ア) 4,000 円 + (イ) 12,300 円 = 16,300 円

<備考>

- ・ ご提出いただいた「領収証兼証明書」の中に、補助対象外の費用（行事参加費、食材費等の実費徴収となるものなど）が含まれていた場合、その金額は補助対象外となります。
- ・ 支給限度額を超過した月があった場合、他の月で支給額が月額上限未満であっても、超過分を補填することはできません。